

はじめに

本県の農業水利施設は、農業農村整備事業などにより、ダム、頭首工などの大規模なものから末端の用排水路に至るまで整備され、食料の安定供給や地域農業の発展に大きく貢献してきました。また、これらの施設は、適切な維持管理を通して、洪水防止、景観形成、水源涵養、生態系の保全等の多面的機能を発揮する重要な社会資本となっています。

しかしながら、これら農業水利施設の多くは、老朽化が進むとともに、農業者の減少や高齢化、農村の混住化等に伴う集落機能の低下など、農業農村を取巻く環境の変化により、施設を適切に維持管理することが難しくなっており、今後は、施設の保全管理に向けた対策が大きな課題となっています。

県は、農業を魅力ある成長産業として発展させていくことを目指し、創造的で力強い農業経営を推進していますが、その実現や、農業生産を継続しながら、生物多様性の確保や国土の保全などの多面的機能を発揮していくためには、農業用水を安定的に供給していくことが不可欠です。

そのため、土地改良区等の施設管理者における管理体制強化や農業水利施設の適切な保全管理を支援し、将来にわたり施設機能の安定的な発揮や施設の長寿命化を図るため、農業水利施設を計画的かつ効果的に保全管理する基本方針を示した「農業水利施設保全管理指針」を策定しました。

今後は、この指針に基づき、施設管理者をはじめとする行政機関や関係団体が相互に連携しながら、農業水利施設の適切な保全管理を進め、本県農業の持続的な発展を図って参りたいと考えておりますので、関係の皆様方の御理解と積極的な取組を期待いたします。

平成23年3月

栃木県農政部長 吉沢 崇